

第8回年金部会における委員要求資料

1. 「支え手を増やす取組み」関係資料

①フランスにおいてとられている育児配慮措置を導入した場合の

財政影響 p 1

②介護保険料負担と子の養育に関する独連邦憲法裁判所決定 p 4

③20歳～59歳の者にかかる被保険者等の状況 p 7

2. 「国民年金の未加入・未納対策」関係資料

①国民年金被保険者の納付意識 p10

②国民年金保険料の徴収についての実務と関係法令 p14

③社会保険と労働保険の徴収事務一元化 p19

フランスにおいてとられている育児配慮措置を導入した場合の財政影響
(一定の仮定の下での粗い計算)

1. 計算の前提

- この計算は、育児配慮措置を導入することにより、長期的に財政影響がどの程度生じるか（年金総額がどれだけ増加することとなるか）を一定の仮定の下で粗く計算したものである。
- フランスにおいては、報酬と加入期間に比例する年金体系となっており、我が国の年金制度体系にこの措置をどのように組み込めるかそれ自体が検討を要する問題であるが、ここでは、全国民共通の基礎年金について、フランスにおいてとられている育児支援措置（加入年数、年金額の加算）を導入した場合に、財政影響がどの程度生じるか粗い計算を試みたものである。

【育児支援措置の仮定】

- ア 女性には、子ども1人あたり2年、基礎年金の加入期間を加算
- イ 子どもが3人以上のいる者（男女とも）は、さらに基礎年金額を10%加算
- ウ 育児配慮措置により加入期間又は年金額が加算された場合、満額を超える基礎年金が支払われることもあり得るとして計算する。

(例) 子どもが3人おり、保険料納付済期間が40年である女性の基礎年金額は次の式で算定される。

$$\begin{aligned} \text{年金額} &= \text{満額基礎年金} \times (40 + 3 \times 2) / 40 \times 1.1 \\ &= \text{満額基礎年金} \times 1.265 \end{aligned}$$

2. 計算結果

- 上記の前提のもとで、基礎年金の年金総額がどれだけ増加するかを粗く計算した結果は以下のとおり。(前提及び計算方法の詳細については別紙参照)

	基礎年金の年金総額の増加率
中位推計	6% 程度増加
高位推計	7% 程度増加
低位推計	4 1/2% 程度増加

(注) この計算では、制度を導入したことによる出生動向の変化は織り込まずに計算している。

別紙

フランスにおいてとられているの育児配慮措置を導入した場合の財政影響に係る粗い計算の前提及び計算方法

1. 計算の前提

① 出生児数

- 新人口推計における1985年出生コーホートの仮定とする。

	合計特殊出生率	出生児数分布 (%)			
		無子	1人	2人	3人以上
中位推計	1.39	31.2	18.5	33.9	16.4
高位推計	1.62	21.1	20.1	38.6	20.2
低位推計	1.12	42.0	17.5	29.1	11.4

② 基礎年金の平均加入期間

- 基礎年金は全員40年加入と仮定する。

③ 年金総額の男女比

- 全員満額年金と仮定しているため、年金総額の男女比は、65歳以上の男女の人数比と一致する。新人口推計（中位）の2050年の65歳以上人口の男女比（男：女=1478.8万人：2107.5万人）より、

年金総額の女性の割合

$$=2107.5 \text{ 万人} / (1478.8 \text{ 万人} + 2107.5 \text{ 万人}) = \text{約} 59\%$$

と仮定する。

2. 計算方法

(1) 加入年数の加算措置を導入した場合の財政影響

女子の平均加算月数は、(合計特殊出生率×24月)で計算でき、

中位推計 $1.39 \times 24 = \text{約} 33 \text{ 月}$

高位推計 $1.62 \times 24 = \text{約} 39 \text{ 月}$

低位推計 $1.12 \times 24 = \text{約} 27 \text{ 月}$

となる。仮定された基礎年金の平均加入期間480月及び年金総額の女子の比率

59%から、制度導入による年金総額の増加率は、

中位推計 33月/480月×59% = 4% 程度

高位推計 39月/480月×59% = 5% 程度

低位推計 27月/480月×59% = 3 1/2% 程度

と見込まれる。

(2) 年金額の加算措置を導入した場合の財政影響

長期的には、女性が3人以上子供を生む確率と、受給者のうち3人以上の子供を育てた者の割合はほぼ一致するとみることができることから、年金総額の増加率は、

中位推計 16.4%×0.1 = 1 1/2% 程度

高位推計 20.2%×0.1 = 2% 程度

低位推計 11.4%×0.1 = 1% 程度

と見込まれる。

(3) 加入年数の加算措置及び年金額の加算措置を両方導入した場合の財政影響

上記(1)及び(2)の育児支援措置を両方導入した場合の年金総額の増加率は、上記(1)及び(2)の増加率を乗じて算出することができ、

中位推計 6% 程度

高位推計 7% 程度

低位推計 4 1/2% 程度

と見込まれる。

介護保険料負担と子の養育に関する独連邦憲法裁判所決定について

〔要旨〕

- ドイツの介護保険制度は、
 - ・ 被保険者は労働報酬を得て就労する者等（年金受給者を含む）
 - ・ 年金も保険料算定対象収入に含まれる
 - ・ 定率保険料（1.7%、労使折半）
 - ・ 賦課方式
 - ・ 財源は全額保険料で賄う仕組みをとっている。
- 本件憲法異議は、介護保険料の算定に当たって、子の養育が考慮されていないことを問題とするもの。
- 当該異議に対して、ドイツ連邦憲法裁判所は、
 - ・ 賦課方式をとる介護保険制度の下で、子の養育を通じて将来の保険料負担者を確保した者と子のいない者に同額の保険料を負担させることは、前者を不利な状況におくものであり、法の下に平等に反する
 - ・ 2004年末までに保険料算定に関する規定の改正を行うことを求めることを内容とする決定を行った。

ドイツ連邦憲法裁判所決定（2001年4月3日）の概要

- 子を養育する者に介護保険料を賦課すること自体が基本法第6条第1項に反するわけではない。
 - ※ 基本法はドイツの憲法に当たるもの。
基本法第6条第1項 婚姻及び家族は、国家秩序の特別の保護を受ける。
- 子を養育する被保険者が介護保険のために特別の貢献を行っていることを給付面で考慮しないことも、違憲には当たらない。介護保険による給付の額は、年金保険の場合とは異なり、支払われた保険料の額に応じたものでないため、子を養育するものが、就労をあきらめ、あるいは、制限することにより、子のいない者に比べて給付面で不利になることはない。
- 一方で、保険料の算定に当たって子の養育が考慮されないことは、基本法第6条第1項に結びついた基本法第3条第1項に違反し、そのことによって、子を養育する被保険者は子のいない被保険者に比べて、基本法上許されない不利な状況におかれている。

※ 基本法第3条第1項 すべての者は法の下に平等である。

- 介護保険支出の原因となる要介護リスクの発生率は、年齢とともに高まり、60歳以上で顕著に高くなる。このような要介護のリスクは、賦課方式の財政システムを通じて、次の世代が負担する保険料によって支えられる。子を養育する者も、子のいない者も、賦課方式の財政システムの下では、将来において要介護者のために保険料を負担する十分な数の子供が後を継ぐことに頼らざるを得ない。しかしながら、子の養育を通じて将来の保険料負担者を確保することに貢献したか否かにかかわらず、要介護になった場合には同様の介護給付が受けられる。そのため、子のいない被保険者は他の被保険者が子を養育することにより利益を受けることになる。
- 子のいない被保険者の割合が極めて小さい場合には、立法者は裁量の範囲内で子のいない被保険者の保険料を子を養育する被保険者の保険料と同じにしておくことができるが、1994年に子の養育を考慮せずに介護保険法の保険料算定に関する規定を定めたことは、この裁量の範囲を越えている。なぜならば、1994年には、過去数十年の間に子を養育する者の数が劇的に減少していることを認識し得たわけである。
- 同じ保険料を負担することは、子を養育する被保険者の介護保険制度に対する貢献（保険料の負担と子の養育）と子のいない被保険者の貢献（保険料の負担）との間の明らかな不均衡をもたらすことになる。したがって、保険料負担に関して、子を養育する被保険者がおかれている不利な状況は調整されなければならない。なお、子を養育する被保険者が子のいない被保険者と同じ保険料を負担することで、その家族についても介護給付を受けられることをもって、この不利を埋め合わせることはできない。
- ただし、現行の保険料算定に関する規定は、法的安定性と立法者による検討の必要性に配慮して、新たな規定が定められるまで（遅くとも2004年末まで）は、なお、その適用が認められた。

＜参考…年金保険についての1992年独連邦憲法裁判所決定における判断＞

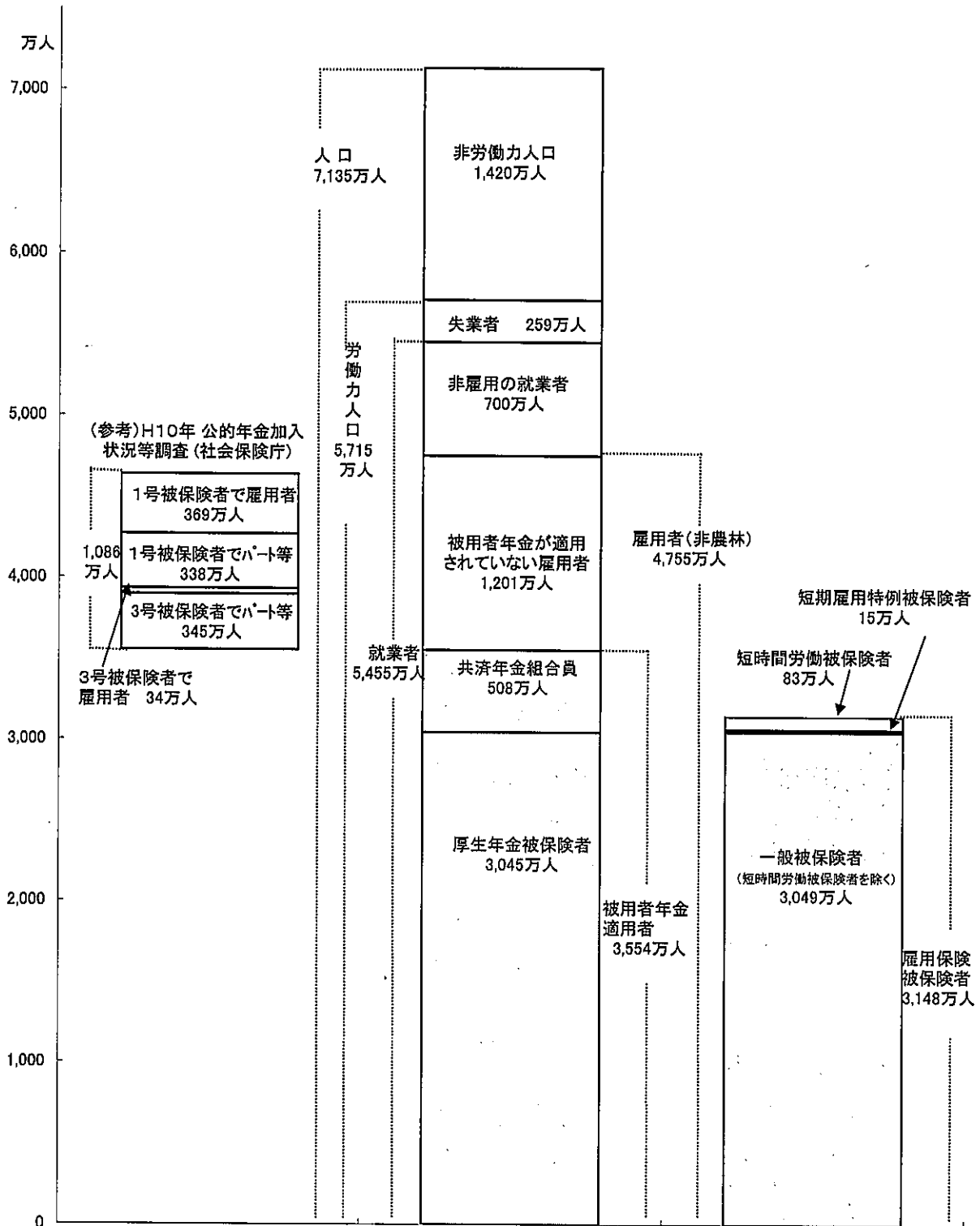
子を養育する者と子のいない者との社会保険における公平の問題に関しては、年金保険の児童養育期間（平均賃金の一定割合に相当する賃金に見合った義務保険料が納付されたとみなされる。当初は、子の誕生後1年間について平均賃金の75%に相当する賃金とみなすこととされていた。）について、92年の連邦憲法裁判所決定では、当時既に導入されていた児童養育期間の制度を前提に、子の養育について一層の配慮を求める判断が示されている。

なお、年金保険の児童養育期間については、92年改革で3年間に期間延長され、さらに99年改革で平均賃金の100%に相当する賃金とみなすこととされている。

- ・ 基本法第6条からは、家族負担調整に関する国の一般的な義務が導き出せるだけで、調整の具体的な内容は立法者の裁量に委ねられており、むしろ、基本法第6条第1項と結びついた基本法第3条第1項が検討の基準となる
- ・ 世代間契約に基づく賦課方式の財政システムをとっている年金保険は、保険料を負担する次の世代なしには存続し得ない。したがって、子を養育する者は、それによって年金保険制度の維持に貢献している
- ・ それにもかかわらず、子を養育する者は、そのために就労できなくなり、収入が減少するだけでなく、将来の年金額も少なくなるという不利な状況におかれている
- ・ 子を養育する者が、年金保険において、このように不利な状況におかれていることは、年金保険法の規定を通じて調整されるべきである
- ・ ただし、その際には、立法者に広範な裁量が認められる

〔本資料は、松本勝明「介護保険の保険料負担と子の養育—ドイツ連邦憲法裁判所決定を巡る論点—」（社会保険旬報 No. 2110（2001年9月11日））等を基に事務局においてまとめたもの。〕

20歳～59歳の者にかかる被保険者等の状況(平成12年度)



出典:人口、労働力人口、就業者、雇用者等については「労働力調査(H12)」(総務省統計局)による。厚生年金被保険者については、「事業年報(H12)」(社会保険庁)より推計。共済年金組合員については、「平成13年5月29日社会保障審議会年金数理部会資料」による。雇用保険の被保険者については、「雇用保険統計年報(H12)」(厚生労働省職業安定局)による。

- (注) 1. 「雇用者(非農林)」は、会社等、官公庁又は自営業主や個人家庭に雇われて給料、賃金を得ている者及び会社等の役員で、農林業に従事している者を除いたもの。
 2. 雇用保険の「短時間労働被保険者」は、1週間の所定労働時間が、同一の適用事業に雇用される通常の労働者の1週間の所定労働時間よりも短く、かつ、30時間未満である者で1年以上引き続き雇用が見込まれ、週の所定労働時間が20時間以上である者をいう。
 3. 雇用保険の「短期雇用特例被保険者」とは、季節的に雇用される者又は短期(1年未満)の雇用に就くことを常態とする者をいう。
 4. 「雇用保険被保険者数」は、20～59歳の一般被保険者数(短時間労働被保険者を含む)、短期雇用特例被保険者の合計で、高齢継続被保険者及び日雇労働被保険者は含まない。
 5. (参考)公的年金加入状況等調査の「雇用者」は事業所に使用される者(日雇労働者(1ヶ月以内)、短期間(2ヶ月以内)の臨時に使用される者、季節的業務(4ヶ月以内)や臨時の事業(6ヶ月以内)に使用される者を除く。)で所定労働時間・日数が一般社員の概ね3/4以上の者をいう。「パート等」は、パート(所定労働時間・日数が一般社員の概ね3/4未満の者)、アルバイト、登録派遣社員の合計である。

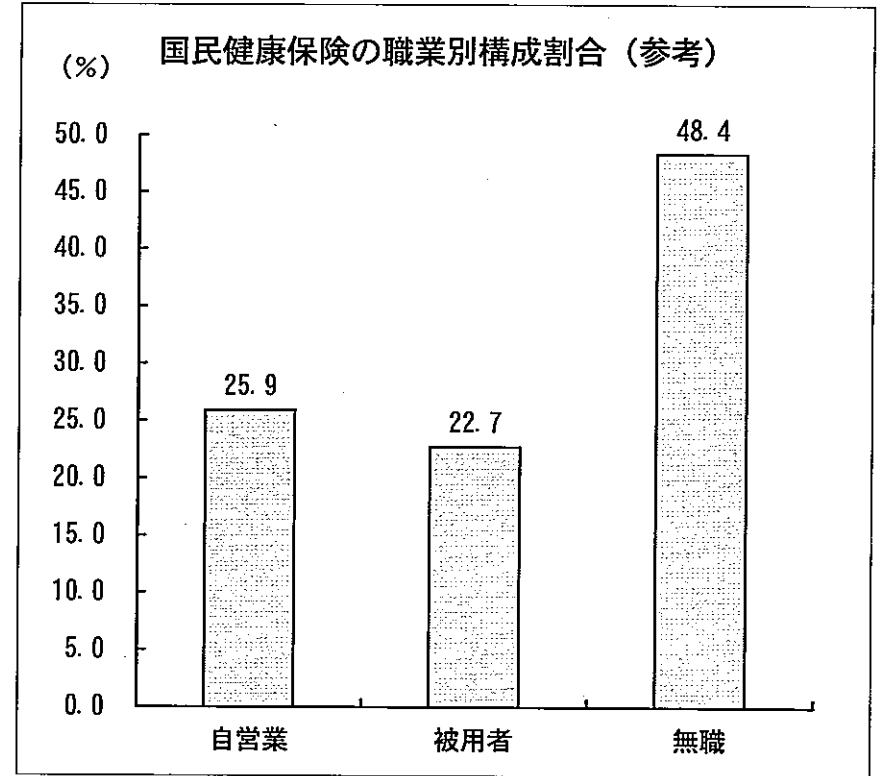
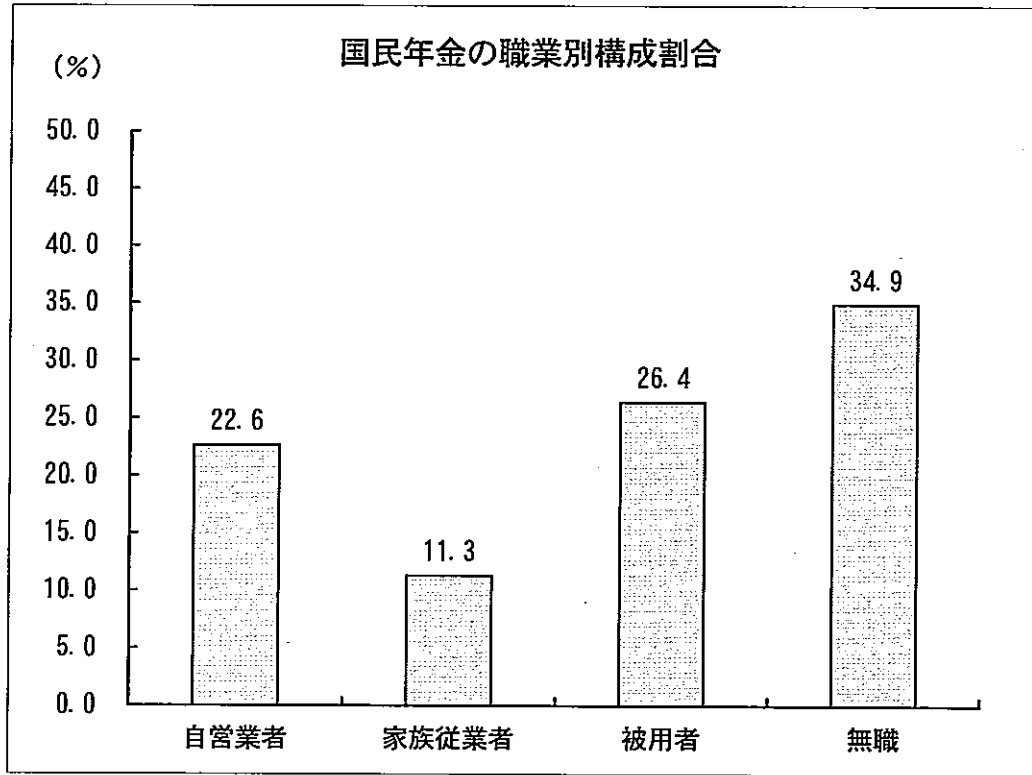
厚生年金保険と雇用保険の適用事業所数

	平成8年度	平成9年度	平成10年度	平成11年度	平成12年度
厚生年金保険(単位:所)	1,652,179	1,702,932	1,691,358	1,682,652	1,674,165
雇用保険(単位:所)	1,941,685	1,977,893	1,994,852	2,002,294	2,018,111

出典:事業年報(社会保険庁)、雇用保険事業年報(厚生労働省職業安定局)

(注)厚生年金保険の計数は各年度末現在、雇用保険の計数は、各年度平均。

国民年金及び国民健康保険の職業別構成割合



出典「平成11年国民年金被保険者実態調査」による被保険者の職業別構成割合である。

(注1) 調査対象は、平成11年3月末の第1号被保険者(任意加入被保険者は含まない)及びその属する世帯で①平成11年4月又は5月に資格喪失した者、②外国人、③法定免除者、④転出による住所不明者は除いたもの。

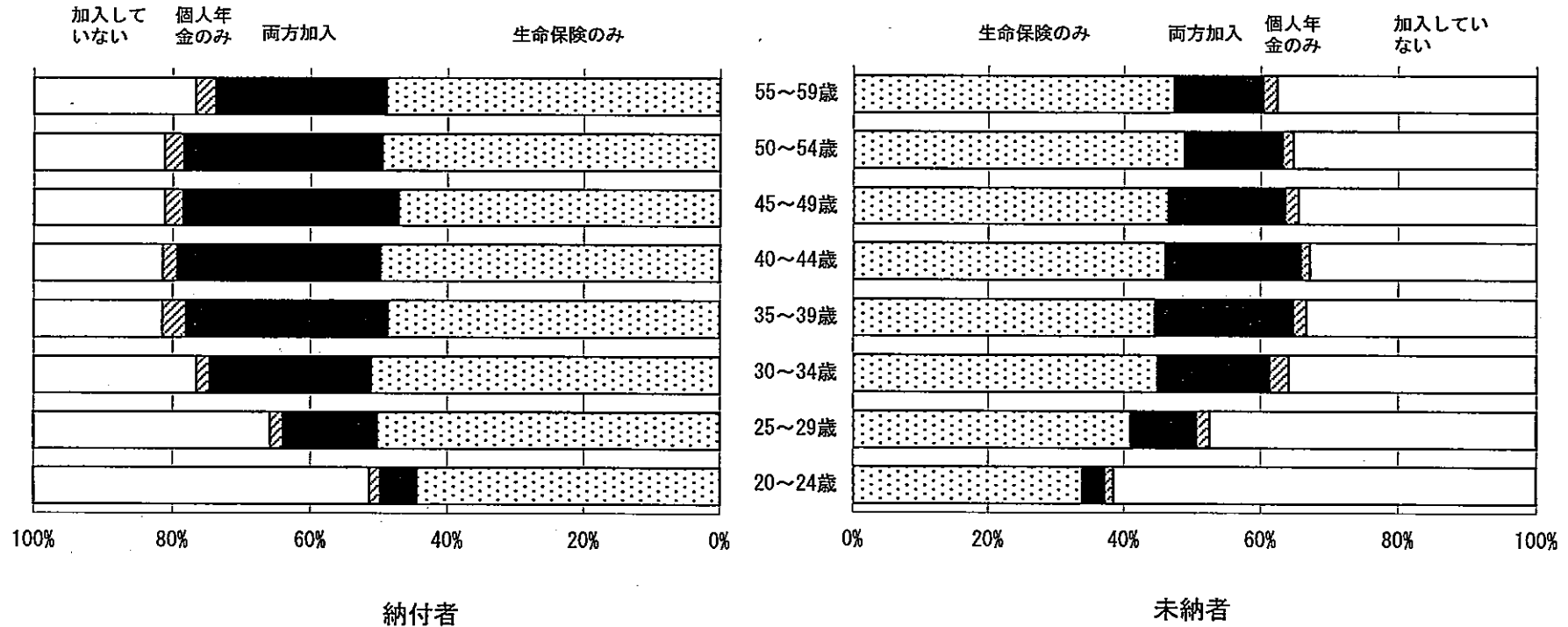
(注2) 「被用者」とは、常用雇用、臨時・パート(アルバイトを含む)をいう。

出典「平成11年国民健康保険実態調査」による世帯主(擬制世帯を除く)の職業別構成割合である(60歳以上を含む。)

国民年金被保険者の納付意識について

年齢階級別生命保険・個人年金加入状況

納付者及び未納者の生命保険・個人年金の加入状況を年齢階級別にみると、未納者の加入割合は納付者と比較して相対的に低いものの大部分の年齢階級で60%以上となっており、最も低い20～24歳でも40%近くが加入している。



資料：平成11年国民年金被保険者実態調査

70